

消費税不正還付で有罪

「ほけんの窓口」前社長に

東京地裁判決

架空の売り上げを計上する手口で消費税の不正還付を受けたなどとして、消費税法違反罪などに問われた保険の乗り合い代理店最大手「ほけんの窓口グループ」(東京・渋谷)の前社長、今野則夫被告(58)の判決公判が21日、東京地裁であった。野沢晃一裁判官は懲役2年、執行猶予3年、罰金320万円(求刑懲役2年、罰金350万円)を言い渡した。

金250万円)とした。判決理由で野沢裁判官は「不正還付された金額は到底軽視できない額だ」とした上で、「修正申告されて不正還付相当額が納付されている。被告には前科もなく反省の態度を示しており、直ちに実刑とすべき事案とまではいえない」と述べた。

判決によると、今野被告は知人の会社員、石沢靖久被告(50)と共謀し、2009年、東京レジデンスを通じてマンション2棟を購入した際、課税対象となる架空の売り上げを上するなどして、消費税など約2500万円の不正還付を受けた。

同罪に問われた今野被告の資産管理会社「東京レジデンス」については、罰金220万円(求刑罰